

【物品・役務】必要書類等及び添付場所一覧表（変更届）

※公的機関発行の証明書については、申請日以前3ヶ月以内発行されたもの

◎必ず提出、△該当する場合に提出

変更項目等	必要書類等を添付する場所		変更届に添付する書類	注意事項・提出が必要な場合
App認証メールアドレス				
App認証メールアドレス	-		-	担当者の変更に影響されないメールアドレス
申請者（代表者）・印鑑証明書に関する事項				
【注意】履歴事項全部証明書を添付する際、役員・支配人等にまだ届出していない者が新たに就任している場合、「役員・支配人等の変更」を併せて申請してください。				
商号又は名称	登記事項全部証明書※	◎	履歴事項全部証明書※	法人又は支配人を選任している場合の個人
	委任状	△	委任状（様式第1号）※個人事業者の場合は、「身分証明書」も添付	契約締結権限を委任している場合に必要※委任状は、HPからダウンロードした様式に入力・押印したものを添付
住所（所在地）	登記事項全部証明書※	◎	履歴事項全部証明書※	法人又は支配人を選任している場合の個人
	委任状	△	委任状（様式第1号）※個人事業者の場合は、「身分証明書」も添付	契約締結権限を委任している場合に必要※委任状は、HPからダウンロードした様式に入力・押印したものを添付
	岡山県税の完納証明書※	△	岡山県税の完納証明書※	・岡山県外から岡山県内への本社住所移転の場合 ・岡山県内に営業所等を初めて新設した場合
	岡山県内の市町村税の完納証明書※	△	岡山県内の市町村税の完納証明書※	・県外から岡山県内への本社住所移転の場合 ・岡山県内で異なる市町村への本社移転の場合 ・岡山県内で異なる市町村への受任先移転の場合 ・岡山県内に営業所等を初めて新設した場合
代表者の職氏名	登記事項全部証明書※	◎	履歴事項全部証明書※	法人又は支配人を選任している場合の個人
	委任状	△	委任状（様式第1号）※個人事業者の場合は、「身分証明書」も添付	契約締結権限を委任している場合に必要※委任状は、HPからダウンロードした様式に入力・押印したものを添付
電話・FAX番号	-	-	-	
印鑑証明書	印鑑証明書※	◎	印鑑証明書※	
使用印に関する事項				
使用印	使用印	◎	使用印鑑届（様式第2号）	
受任者の新設				
受任者の新設	委任状	◎	委任状（様式第1号）※個人事業者の場合は、「受任者の身分証明書」も添付	契約締結権限を委任する場合に必要な※委任状は、HPからダウンロードした様式に入力・押印したものを添付
	契約の締結・入札に使用する印鑑	△	使用印鑑届（様式第2号）	実印（印鑑証明）以外を使用印を使用する場合に必要な
	岡山県税の完納証明書※	△	岡山県税の完納証明書※	岡山県外の申請者が、受任先として営業所等を岡山県内に新設した場合
	岡山県内の市町村税の完納証明書※	△	岡山県内の市町村税の完納証明書※	・岡山県外の申請者が、受任先として営業所等を岡山県内に新設した場合 ・岡山県内の申請者が、本社と違う市町村に委任先として営業所を新設した場合 等
受任者（契約権限を委任している場合）に関する事項				
商号又は名称	委任状	◎	委任状（様式第1号）※個人事業者の場合は、「受任者の身分証明書」も添付	契約締結権限を委任している場合に必要※委任状は、HPからダウンロードした様式に入力・押印したものを添付
住所（所在地）	委任状	◎	委任状（様式第1号）※個人事業者の場合は、「受任者の身分証明書」も添付	契約締結権限を委任している場合に必要※委任状は、HPからダウンロードした様式に入力・押印したものを添付
	岡山県税の完納証明書※	△	岡山県税の完納証明書※	・岡山県外から岡山県内への本社住所移転の場合 ・岡山県内に営業所等を初めて新設した場合
	岡山県内の市町村税の完納証明書※	△	岡山県内の市町村税の完納証明書※	・県外から岡山県内への本社住所移転の場合 ・岡山県内で異なる市町村への受任先移転の場合 ・岡山県内に営業所等を初めて新設した場合
代表者（受任者）の職氏名	委任状	◎	委任状（様式第1号）※個人事業者の場合は、「受任者の身分証明書」も添付	契約締結権限を委任している場合に必要※委任状は、HPからダウンロードした様式に入力・押印したものを添付
電話・FAX番号		-	-	
受任者の廃止		-	-	
役員・支配人等の変更				
役員・支配人等の変更	登記事項全部証明書※	◎	履歴事項全部証明書※	
岡山県内の支店営業所に関する事項				
岡山県内の支店営業所に関する事項	-	-	岡山県内に初めて営業所等を開設した場合のみ、岡山県税の完納証明書・岡山県内の市町村税の完納証明書が必要 ※申請前に用度課管理班へ要連絡	
廃業等によるすべての営業の休廃止（入札参加資格取消しに該当するものを除く。）				
廃業等による全ての営業の休廃止	-	-	-	
認定業務種目（物品）の認定業務種目の営業取り止め				
認定業務種目（物品）の認定業務種目の営業取り止め	-	-	-	
認定業務種目（役務）の認定業務種目の営業取り止め				
認定業務種目（役務）の認定業務種目の営業取り止め	-	-	-	